

契約履行調査マニュアル

1. 適用対象

本マニュアルは、落札者又は契約の相手方（以下「相手方」という。）の決定後に契約書第5条第3項及び第4項（以下「譲渡条項」という。）の使用を希望する申出をした者（契約後に譲渡条項を使用したいと申し出る受注者を含む。）に対して適用する。

譲渡条項は、受注者が業務委託料債権の第三者への譲渡について発注者から承諾を得る要件及び受注者が業務委託料債権を第三者へ譲渡する条件について規定しており、これらの規定を契約に使用するか否かは個別に判断することとなっているが、本マニュアルは、譲渡条項の使用に当たっては、相手方の経営状況その他の契約を確実に履行する体制の確保状況を調査したうえで判断することを目的として作成したものである。

2. 調査方法

1. 本マニュアルに基づく調査（以下「本調査」という。）は、相手方が決定された日から実施することとし、可及的速やかに相手方からの事情聴取、関係機関等への照会等の調査を完了すること。
2. 本調査は下記の手順で実施するものとする。
 - ① 相手方の決定の日から2日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に相手方が譲渡条項の使用の希望を申し出た場合は、相手方に対し、本調査の対象である旨申し述べる。
 - ② 資料（別記様式-1～9等）を作成し、原則として相手方の決定の日から5日以内（休日を含まない。）に支出負担行為担当官等あてに相手方の責任者等から提出するよう求める。
 - ③ 資料の受領後、本マニュアル「3. 調査内容」に基づき事情聴取を行う。事情聴取は、相手方の責任者（支店長、営業所長等）から行う。

なお、資料は、事情聴取当日ではなく事前に提出させるものとする。
3. 本調査の実施に際し、本マニュアルで定められた資料提出等が行われない場合は、調査対象者に対し、期限を定めて積極的な説明を求め、これに応じないときは、入札説明書の記載に従い、譲渡条項を使用しないで契約を締結する旨申し述べる。

4. 契約変更時に相手方から譲渡条項を使用したい旨の申し出があった場合も本調査を実施するものとする。なお、既に提出済みの書類等から調査内容が確認できる場合は、適宜提出書類を除いて対応するものとする。

3. 調査内容

本調査において、支出負担行為担当官等は、相手方が契約を確実に履行する体制を確保しているか否かを確認するため、次の内容について調査を行うものとする。

- | | | |
|------|--------------------------|--------|
| (1) | 譲渡条項の使用を希望する理由 | (様式－1) |
| (2) | 契約金額の内訳 | (様式－2) |
| (3) | 当該契約の履行体制 | (様式－3) |
| (4) | 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況 | (様式－4) |
| (5) | 配置予定技術者名簿 | (様式－5) |
| (6) | 手持機械等の状況（現場調査を実施する場合に限る） | (様式－6) |
| (7) | 過去において受注した同種又は類似の業務の名称 | (様式－7) |
| (8) | 経営状況 | (様式－8) |
| (9) | 信用状況 | (様式－9) |
| (10) | その他支出負担行為担当官等が必要と認める事項 | |

(1) 譲渡条項の使用を希望する理由（様式－1）

資金計画書（様式－1の2）の提出を求め、債権譲渡をしなければ契約の履行に必要な資金が不足する理由を確認する。

(2) 契約金額の内訳書

「契約金額の積算内訳（様式－2の1又は様式－2の2）」について以下を確認する。

- ① 数量総括表に対応した内訳書となっているか。また、数量総括表に記載されている区分別の費用内訳が分かる明細書となっているか。ただし、建築関係の建設コンサルタント業務を除く。
- ② 契約対象業務の実施に必要な費用が計上されているか。
- ③ 再委託予定の業務内容と金額が妥当なものであるか。

(3) 当該契約の履行体制

当該契約の履行体制（様式－3）の内容について、以下を確認する。

- ① 業務内容に照らして、配置予定技術者数が十分であるか。
- ② 再委託予定の業務内容と金額が妥当なものであるか。

(4) 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況

「手持ちの建設コンサルタント業務等の状況（様式－４）」について、配置予定技術者ごとの手持業務の量に照らして、契約対象業務の実施に支障がないか確認する。

(5) 配置予定技術者名簿

「配置予定技術者名簿（様式－５）」について、契約対象業務の実施のため、当該配置予定技術者が分担する役割の十分な遂行に必要な資格を有するか確認する。

(6) 手持機械等の状況

「手持機械等の状況（様式－６）」について、記載された手持機械を保有しているか、当該機械を契約対象業務で使用する予定であるか又はリースする予定であるかを確認する。

(7) 過去において受注した同種又は類似の業務の名称

「過去において受注した同種又は類似の業務の名称（様式－７）」の内容について、以下を確認する。

- ① 記載された業務実績が実在するものであるか。
- ② 過去に同種又は類似の業務を実施した実績が契約対象業務に要する経費の低減に資するか。

(8) 経営状況

直前３カ年の事業（営業）年度に係る計算書（原則として、「会社法」（平成17年法律第86号）に規定する貸借対照表及び損益計算書）の提出を求めることや、関係機関への照会により、経営状況に特段の問題がないことを確認する。照会の結果、情報を得られた場合には経営状況に関する資料（様式－８）を作成する。

(9) 信用状況

関係機関への照会により、信用状況に特段の問題がないことを確認する。照会の結果、情報を得られた場合には信用状況に関する資料（様式－９）を作成する。

(10) その他支出負担行為担当官等が必要と認める事項

必要に応じて、（１）から（９）に掲げる事項以外の事項についても調査するものとする。

4. 競争参加者等への周知

本手続の円滑な運用を図るため、支出負担行為担当官等は、入札説明書等に次のことを記載し、問題が発生しないよう配慮する。ただし、債権譲渡の対象とならない業務（受託業務等の特定の歳入財源を前提とした業務、他省庁等からの支出委任業務）の場合は以下の記載は行わず、第5条第3項及び第4項を削除した契約書案を掲載すること。

- (1) 契約を締結するに当たり、相手方が契約書案第5条第3項及び第4項の規定の使用を希望する場合は相手方の決定の日から2日以内にその旨申し出るとともに、当該相手方が契約の内容を確実に履行する体制を有しているか否かを確認するための調査を実施すること。
- (2) 相手方は当該調査の実施に協力し、相手方の決定の日から5日以内に必要な書類を提出すること。
- (3) 調査の結果、業務委託料債権が本契約の履行以外の目的で使用されるおそれがあると認められるときは、契約書案第5条第3項及び第4項を削除して契約を締結すること。

5. その他

本調査を実施することなく、第5条第1項ただし書の承諾をすることができる場合として、例えば完了検査合格後の債権譲渡が該当するため、留意すること。